

生活交通の確保に関する取組について

1 市の公共交通に関するあり方整理

○市の公共交通の将来像を見据えつつ、平成27年度に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、持続可能な地域公共交通網の形成に関する計画（地域公共交通網形成計画）を策定する。

(1) 計画の内容

- 計画の構成は、法の定めによる。
- 今後の需給見込などに基づき、市の公共交通の将来予測を立てるとともに、それを踏まえつつ、現在の交通体系に関するニーズや課題を抽出し、全市的な観点から、必要な取組などについて整理するものとなるよう検討する。

- | |
|--|
| 【計画の内容】 ※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第2項 |
| ・地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針 |
| ・計画の区域 ・計画の目標 ・実施する事業及び実施主体 |
| ・計画の達成状況評価に関する事項 ・計画期間（※概ね5年を基本） |
| ・その他必要事項 |

(2) 策定手順

○現在検討中の大まかな策定手順の素案は次のとおり。（具体的な策定手順は、今後登用を予定するアドバイザーとの協議により確立を図る。）

- | |
|--|
| ・公共交通に知見を有するアドバイザーの登用 |
| ・現状把握に基づく将来予想の樹立、課題等の整理 |
| ・公共交通の現状に対する認識の共有（シンポジウム等） |
| ・施策等に関する市民意見の反映（アンケート、パブコメ等） |
| ・公共交通協議会における議論、必要な取組の整理
⇒節目の段階において議会への報告を実施 |

2 その他の取組

○その他、公共交通の改善に向けた取組を実施していく。

項目	内容
市公共交通協議会の運営	公共交通の利用増進や実情に応じた輸送サービスの実現に向けた協議や取組を実施（おれんじ号の運行等）
公共交通の運行（運航）確保	交通事業者（バス・航路）に対し、国や県と協調しつつ、運行経費（欠損部分）への支援を実施
公共交通の魅力アップへの取組【新規】	交通事業者が実施する利用促進や利便性の向上などに対する支援を実施